

「正会員の業務運営等に関する規則」の一部改正

新	旧
正会員の業務運営等に関する規則	正会員の業務運営等に関する規則
第1条～第5条 (略) (自社が運用等を行う投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の取得・処分) 第6条 正会員は、自らの資産をもって自社が運用等を行う投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券（以下「自社設定投資信託受益証券等」という。）を取得及びその処分（以下「取得等」という。）を行ってはならない。 <u>ただし、上場投資法人が発行する投資証券の取引所取引による取得等は除く。</u> (以下略)	第1条～第5条 (同 左) (自社が運用等を行う投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の取得・処分) 第6条 正会員は、自らの資産をもって自社が運用等を行う投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券（以下「自社設定投資信託受益証券等」という。）を取得及びその処分（以下「取得等」という。）を行ってはならない。 (同 左)
附 則 <u>この改正は、令和7年9月18日から実施する。</u>	